

# 令和7年 夏の交通安全県民運動 鳥取市実施要綱

## 期 間

令和7年7月14日（月）～7月23日（水）

## 鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

**目 的** 夏はレジャーや帰省等による交通量の増加及び夏休み期間中の家族連れやこどもの屋外活動の活発化に伴い、重大事故の発生が懸念される。また、年間を通じて多発する高齢者の交通事故防止及び飲酒運転根絶に向け、夏休み前のこの時期をとらえ、県民の皆さんに対し交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止の徹底を図る。

**重点事項**

- 1 こども、高齢者及び障がい者の交通事故防止
- 2 自転車利用者のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 3 飲酒運転の根絶

7月15日（火）は  
「交通安全にみんなで参加する日」及び  
「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

# 重点事項1

## こども、高齢者及び障がい者の交通事故防止

夏季は夏休み等によりこどもの活動が活発となり、交通事故に遭う可能性が高くなることが予想されます。また、昨年の県内における交通事故による死者のうち、80.0%が65歳以上の高齢者となっています。(R6交通年鑑より)

### ◎運転者は・・・

- 横断歩道は、歩行者優先です。運転者は歩行者等がないことが明かな場合を除き、横断歩道手前での徐行義務や停止義務をしっかりと守りましょう。
- すべての座席におけるシートベルトの着用と、こどもを乗車させるときは体格に合ったチャイルドシートを正しく使用しましょう。
- こどもの飛び出し、高齢者及び障がい者の道路横断にも対応できる安全な速度での思いやり運転を実践しましょう。
- 体調の悪いときは運転を控えましょう。
- 運転に不安を感じる高齢運転者やその家族は、安全運転相談窓口の利用や運転免許証の自主返納を検討しましょう。

### ◎歩行者は・・・

- 近くに横断歩道があるときは必ず横断歩道を利用し、信号を守りましょう。また、道路への飛び出しや斜め横断、車両等の直前・直後の横断は危険なので絶対にやめましょう。
- 横断する時は、止まって、左右をよく見て、手を上げるなど運転者に横断する意思を示し、車が確実に停止してから横断を始め、横断中も周囲の安全を確認しましょう。

### ◎職場・地域・家庭は・・・

- 地域や学校関係者と連携し、通学路や街頭において、こども、高齢者及び障がい者に対する交通安全指導・保護・誘導活動を推進しましょう。

(運転免許証の自主返納支援制度の例)

事業主体	主な支援内容
鳥取市	65歳以上の高齢者または運転免許証返納者(年齢制限なし)を対象に、路線バスの定期券を定価の半額で販売(販売場所:鳥取バスターミナル)
鳥取県 ハイヤータクシー協会等	タクシー・ハイヤー運賃1割引

※その他支援制度については、

鳥取県警察 HP 「運転免許証を自主返納される方への支援制度のお知らせ」まで

## 重点事項2

### 自転車利用者のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

#### ◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則※を守りましょう。
- ヘルメットを購入する際は SG マーク、JCF マーク等の自転車用の安全基準マークがついたものを選び、正しくかぶりましょう。
- 自転車は、車両の一種(軽車両)です。信号を守ることはもちろん、交差点では一時停止して安全を確認しましょう。また、夜間の無灯火走行、飲酒運転、並進の禁止等基本的な交通ルールを守り安全に利用しましょう。

#### ◎家庭・地域・職場は・・・

- すべての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の必要性と被害軽減効果の理解の促進を図りヘルメット着用を推進するとともに、保護者や周りの大人はこどもの手本となるよう交通ルールを守りましょう。
- 自転車の点検整備の励行及び自転車損害賠償保険等への加入促進を図りましょう。

#### ◎関係機関・団体は・・・

- 自転車安全利用五則※に則った利用方法や昨年 11 月に施行された改正道路交通法（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）などの周知と遵守の徹底を呼びかける交通安全教育と広報啓発を推進しましょう。

#### <自転車安全利用五則>

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



#### <主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。補償内容をもう一度確認してみましょう。

個人賠償責任保険
他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。
傷害保険
自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。
TSマーク付帯保険
自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られる TS マークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は 1 年間。

## 重点事項3

# 飲酒運転の根絶

### ◎運転者(自転車利用者を含む)・周辺者は・・・

- 飲酒運転は極めて悪質で危険な犯罪行為です。県民一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意思を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。
- 飲酒運転は、運転者だけでなく同乗者、酒類提供者、車両提供者も罪に問われます。飲酒運転の車に同乗しない、飲酒したあとに運転をするおそれのある者に対して飲酒を勧めない、車両を提供しないを徹底しましょう。

### ◎関係機関・団体・職場等では・・・

- 飲酒が運転に及ぼす影響、飲酒運転に対する罰則・処分等を周知するとともに、飲酒運転防止教育を積極的に推進しましょう。
- 飲酒を伴う会合では事前にハンドルキーパーを確保するなど、お互いに声を掛け合い、職場ぐるみで飲酒運転をしない、させない環境づくりを推進しましょう。

### ◎飲食店では・・・

- 店内に飲酒運転防止のポスターやチラシを掲示し、利用客に対して注意喚起を促すとともに、運転者への酒類提供禁止を徹底しましょう。

運転者以外にも罰則が科せられます！

#### <運転者・車両の提供者>

- 酒酔い運転 5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

#### <酒類提供者・車両の同乗者>

- 酒酔い運転 3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- 酒気帯び運転 2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金



※酒酔い運転……酒に酔って正常な運転ができない状態で車などを運転すること。  
酒気帯び運転……呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以上の状態で車などを運転すること。  
呼気中アルコール濃度が0.15mg/l以下でも飲酒運転に該当します。

### ○飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

### ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパーの役割は、飲酒の席でお酒を飲まず、他の参加者が安全に帰宅できるように運転を担当することです。

